

赤川水系河川整備学識者懇談会規約より抜粋

第2条（目的）

この懇談会は、国土交通省東北地方整備局長が作成及び変更する「赤川水系河川整備計画（国管理区間）」の案及び山形県知事が作成及び変更する「赤川水系河川整備計画（県管理区間）」の案について意見を述べるとともに、**河川整備計画策定後の各種施策の進捗に関して意見を述べるものとする**。また、河川整備計画（国管理区間）に基づいて実施される事業のうち、**再評価**、事後評価の対象事業の**評価を行い**、東北地方整備局長に対し、意見を述べるものとする。

◆H30.3.30付け「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」の改訂に伴い、5年毎に事業評価を審議頂くこととなりましたが、鶴岡市赤川かわまちづくりの追加により、今回ご審議頂くものです。

赤川水系河川整備基本方針の策定（平成20年9月）

赤川水系河川整備計画の策定（平成24年8月）

第5回 赤川水系河川整備学識者懇談会（平成25年11月13日）
・河川整備計画の点検及び事業再評価（赤川総合水系環境整備事業）

第6回 赤川水系河川整備学識者懇談会（平成26年12月19日）
・河川整備計画の点検

第7回 赤川水系河川整備学識者懇談会（平成27年10月13日）
・河川整備計画の点検及び事業再評価（赤川直轄河川改修事業）

第8回 赤川水系河川整備学識者懇談会（平成28年11月16日）
・河川整備計画の点検及び事業再評価（赤川総合水系環境整備事業）

第9回 赤川水系河川整備学識者懇談会（平成30年11月8日）
・河川整備計画の点検及び事業再評価（赤川直轄河川改修事業）

第10回 赤川水系河川整備学識者懇談会（令和元年11月11日）
・事業再評価（赤川総合水系環境整備事業）

再評価 5年毎
※今回、再評価R1

再評価 5年毎
※次回、再評価R5
(三川町かわまちづくり
完了箇所評価)

事業評価監視委員会(再評価の実施要領 抜粋)

【報告】 審議は赤川水系河川整備学識者懇談会で行い、東北地方整備局の事業評価監視委員会へ結果を報告。

■ 再評価

第6 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。